

米国が締結している二国間原子力協力協定等

相手国	署名日	発効日	失効日	有効期間等
アルゼンチン	1996.2.29	1997.10.16	2027.10.16	30年、その後は合意により延長
豪州	2010.5.4	2010.12.22	2040.12.22	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長 (オリジナル協定: 1956年)
ブラジル	1997.10.14	1999.9.15	2029.9.15	30年、その後は合意により延長 (1972年)
カナダ	1999.6.23	1999.12.13	2030.1.1	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長 (1955年)
中国	2015.4.13	2015.10.29	2045.10.29	30年 (1985年)
EURATOM	1995.11.7	1996.4.12	2026.4.12	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長 (1958年)
インド	2008.10.10	2008.12.6	2048.12.6	40年、その後は6か月前に事前通告しない限り10年毎自動延長
インドネシア	1980.6.30	1981.12.30	2031.12.30	50年、その後は合意により延長 (1960年)
日本	1987.11.4	1988.7.17	2018.7.17	30年、その後は6か月前の事前通告を経て終了 (1968年)
カザフスタン	1997.11.18	1999.11.5	2029.11.5	30年、その後は合意により延長
韓国	2015.6.15	2015.11.25	2040.11.25	20年。協定発効から17年後に協定の有効性につき協議、協定を5年間延長(一度のみ延長可)するか否かを決定。 (1956年)
モロッコ	1980.5.30	1981.5.16	2021.5.16	20年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長
ルウェー	2016.6.11	2017.1.19	2047.1.19	30年、その後は合意により延長 (1984年)
露国	2008.5.6	2011.1.11	2041.1.11	30年、その後は合意により延長
南アフリカ	1995.8.25	1997.12.4	2022.12.4	25年、その後は合意により延長 (1957年)
スイス	1997.10.31	1998.6.23	2028.6.23	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長 (1965年)
台湾(TECRO)	2013.12.20	2014.6.22	無	6か月前に事前通告しない限り無期限 (1955年)
トルコ	2000.7.26	2008.6.2	2023.6.2	15年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長
ウクライナ	1998.5.6	1999.5.28	2029.5.28	30年、その後は合意により延長
アラブ首長国連邦	2009.5.21	2009.12.17	2039.12.17	30年、その後は合意により延長
英国	2018.5.4	2020.12.31	2050.12.31	30年。 (左記協定までは米/ユーラトム協定が適用)
ベトナム	2014.5.6	2014.10.3	2044.10.3	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長

2022年1月10日現在、出典: DOEホームページ、URL: <https://www.energy.gov/nnsa/123-agreements-peaceful-cooperation>及び議会調査局ホームページ、URL: <https://sgp.fas.org/crs/nuke/RS22937.pdf> サウジアラビア及びヨルダンと協定交渉中。アルジェリア、バーレーン、チリとは覚書を締結。

日本が締結している二国間原子力協力協定-1

相手国	署名日	発効日	有効期間等
カナダ	1959.7.2 改正: 1978.8.22	1960.7.27 改正: 1980.9.2	10年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
豪州	1972.2.21 改正: 1982.3.5	1972.7.28 改正: 1982.8.17	30年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
中国	1985.7.31	1986.7.10	15年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年に毎自動延長
米国	1968.2.26 1987.11.4	1968.7.10 改正: 1988.7.17	30年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
仏国	1972.2.26 改正: 1990.4.9	1972.9.22 同左: 1990.7.19	45年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
英国	1998.2.25 改正: 2020.12.16	1998.10.12 改正: 2021.9.1	25年、その後は6か月前の事前通告を経て終了
EURATOM	2006.2.27	2006.12.20	30年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
カザフスタン	2010.3.2	2011.5.6	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
ベトナム	2011.1.20	2012.1.21	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
韓国	2010.12.20	2012.1.21	10年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
ヨルダン	2010.9.10	2012.2.7	20年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
露国	2009.5.12	2012.5.3	25年、その後は6か月の事前通告を経て終了
トルコ	2013.4.26	2014.6.29	15年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
アラブ首長国連邦(UAE)	2013.5.2	2014.7.10	20年、その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎に自動延長
インド	2016.11.11	2017.7.20	40年、その後は6か月前に事前通告しない限り10年毎に自動延長

日本が締結している二国間原子力協力協定-2

カザフスタン、ベトナム、ヨルダン、トルコ、UAEとの協定の主な内容

相手国	主な内容
カザフスタン	<ul style="list-style-type: none"> 核物質、高温ガス炉を含む原子力関連品目およびその関連技術の移転 ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 核物質・資材・設備および技術の供給・受領と役務の提供 ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない 本協定の適用を受ける核物質のベトナムに管轄内における濃縮、再処理に関しては両国の同意が必要
ヨルダン	<ul style="list-style-type: none"> 核物質・資材・設備および技術の供給・受領と役務の提供 ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない 本協定の適用を受ける核物質のヨルダン管轄内における濃縮・再処理の禁止
トルコ	<ul style="list-style-type: none"> 核物質・資材・設備および技術の供給・受領と役務の提供 ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムの移転は、書面の合意による本協定の改正を経て可能 本協定の適用を受ける核物質のトルコ管轄内における濃縮、再処理に関しては両国の書面による同意が必要 協定の有効期間は15年間、5年毎の自動延長を規定
アラブ首長国連邦 (UAE)	<ul style="list-style-type: none"> 核物質・資材・設備および技術の供給・受領と役務の提供 ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換等のための技術・設備及びプルトニウムは移転されない 本協定の適用を受ける核物質のUAE管轄内における濃縮・再処理の禁止